明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六三）　二
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務二九六）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二九七、二九八、三〇〇）　三
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二九九）　三
○日本国に帰化を許可する件（同三〇一）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同三〇二）　四
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産九五一）　六
○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件（国土交通六二〇）　六
○自動車検査用機械器具登録校正実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同六二一）　六
○一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同六二二）　六
○一般社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があった件（同六二三）　六
○航路標識に関する件（海上保安庁二四、二五）　八
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（近畿地方整備局一三一）　八
○道路に関する件（九州地方整備局一三二）　八
〔国会事項〕
内閣　八
〔人事異動〕
内閣　九
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
登録海技免許講習の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　九
登録電子海図情報表示装置講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
登録海技免状失効再交付講習の登録事項の変更に関する公示（同）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一一
特殊法人等
職員の免職処分、厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三〇
会社その他　一三一